

## 保育所保育指針の改定について（提言）

平成 19 年 8 月 23 日

社会福祉法人 日本保育協会

## 1. 保育所保育指針の「総則」等に関して検討すべき課題

(1) 教育基本法の趣旨を生かすことはできないか。特に、「我が国と郷土を愛する」「伝統と文化を尊重する」というような保育指針に直截表現することがなじまなくても極めて重要なことは、子どもたちが理解できる範囲で保育に相応しい内容（例えば、四季がある日本の美しい自然を愛する、我が国の優れた伝統と文化・国民性を大切に作る等）を検討し、その理念を盛り込むことを期待する。

(2) 「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載する。

とりわけ「**規範意識**」については、改正された学校教育法に、幼稚園における教育の目標として「**集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに**規範意識の芽生えを養うこと****」（第 23 条）とあり、保育指針改定の中間報告（素案）にも「総則」の「保育の原理」の「保育の目標」アー（ウ）に「**自主、自立及び協調の態度を養い、**道徳性の芽生えを培うこと****」との文言が残されたことは評価される。（「規範意識」とは表現されていないが）

については、保育指針改定の機会に、**保育所における集団保育の長所**を明記する必要があると考える。現行の保育指針では、「一人ひとり」の子どもへの保育が強調されており、このことは非常に大切な視点であり改定に当たっても堅持されるべきであるが、子どもたちが社会性、忍耐力、公共心、思いやり、規範意識（道徳性）等を身に付けるのは、集団の生活・活動を通してであることを忘れてはならない。

(3) 前回の保育指針改定以来「**保護者の意向**」（を考慮する）という文言が記載されるようになり、このたびの改定案にも載っているが、このことについては、その意味を極端に受け止め過ぎないように、解説書に書き込む必要がある。教育（保育）現場に保護者が理不尽な要求をするケースが多くなっていること、例えば、保育所への際限のない保育時間延長の

要求等に対しては、児童福祉の観点から親を指導することなどを記載することも必要であろう。

家庭の養育力の低下が問題になっている今日、保護者への指導は欠かすことはできない。

(ちなみに、「保護者の意向」に関して言えば、親はよく、「保育園での躰くしつけ」がよくて-----」と、保育における躰を評価し、期待しているので、この言葉が改定保育指針<解説書>の適当と思われる場所に使用されるのが望ましい)

- (4) 現行保育指針には、「総則」の「保育の原理」の「保育の方法」イ.に「子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、**生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てる**ことを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること」とあり、このことは重要な理念であるので、改定保育指針にも継承されるべきである。(現行の幼稚園教育要領の「総則」の「幼稚園教育の目標」には、「**生きる力の基礎を育成する**」と記されており、大切な目標に位置づけられている)
- 従って、「**困難な状況への対処する力を育て、生きる喜びを培うこと**」というような表現にし、保育指針本体(告示)の「保育の目標」に謳うべきであると考えます。

## 2. 「病児」「病後児」の保育については、慎重な検討を

「病児」「病後児」という言葉が告示本体に記載されていなくても、解説書に載った場合、保育所がこれらの保育を当然行うべきと解釈されかねないので、記載するのであれば慎重な表現に留意する必要があります。(「病児・病後児保育事業<自園型>」という事業があるが、実際の中身は保育中に微熱を出した場合程度の**体調不良児**の保育である)

## 3. 学校との連携、高齢者との交流を詳述する

指導要録の抄本を小学校に送付することは、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園にも求められており、小学校との連携はますます重要性を持つことになるので、連携・協働の在り方について詳しく述べるべきである。また、「子ども・子育て応援プラン」には、保育所等で中・高生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入れを推進するとあり、保育指針(解説書)に、これらを明記し適切な指導をする必要がある。

高齢者との交流については、中間報告の「保育のねらい及び内容」の「人間関係」の中でふれられているが、改定に際しては、「**お年寄りを労わる**」

とか「大切にする」「敬う」などの表現を入れるとともに、高齢者とのふれあい等を重要なことと位置づけ、解説書には、高齢者を招いて伝承遊びを覚えてもらう、あるいは老人福祉施設を訪問する等の活動について記載することが望ましい。

**4. 保育所運営についての検討に際しては、児童福祉施設最低基準の改善・向上も視野に入れる**

保育指針の理念を現場が実践することができるように、当協会の予算要望のとおり、人材確保・職員の増員や子育て相談その他の専門職配置、施設整備の充実等についても今後の検討課題とすることを期待する。

**5. 改定保育指針の告示化に伴い、地方自治体や保育現場がその趣旨を十分理解できるように、国の適切な指導を望む**

保育指針本体が告示とされ、さらに解説が示されることになるが、このことによって、自治体や保育現場が混乱することがないように、国はその趣旨の周知に配慮いただきたい。今までも散見することであるが、指導監査で自治体によって方針や指導内容がまちまちであったりすることが想定されるので、国の適切な指導を願いたい。